

第3期新見市子ども・子育て支援事業計画の変更について

1 概要

「第3期新見市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」について、子ども・子育て支援法及び児童福祉法が改正された事に伴い計画の一部変更を実施するものである。

2 変更箇所の概要

(1) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

- 量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- こども誰でも通園制度と教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

(2) 児童福祉法の一部改正について

満3歳以上限定小規模保育事業が創設された事に伴い、必要利用定員総数を定めること。

3 新見市における変更の考え方

(1) こども誰でも通園制度について

第3期計画へは以下のとおり記載をしており、変更箇所の概要に則した内容となるよう、記載事項の変更を行う。

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳から2歳までの未就園児が、保育施設を時間単位で利用できる事業です。（対象：0～2歳児）

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① 量の見込み | 人 | 37 | 35 | 36 | 35 | 34 |
| ② 確保方策 | 人 | 37 | 35 | 36 | 35 | 34 |
| 過不足(②-①) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 児童福祉法の一部改正について

既存の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容を勘案し、満3歳以上限定小規模保育事業における量の見込みを行い、見込みに応じた必要利用定員総数を定める。

4 計画の変更内容について（案）

（1）こども誰でも通園制度について

- 実施時期は、国の本格実施に合わせ令和8年4月1日とする。
- 量の見込みと提供体制の確保の内容はすでに記載をしているが、令和8年度から実施するため、令和7年度の量の見込みと確保方策を0人に変更する。
- こども誰でも通園制度と教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を以下のとおり位置づける。

こども誰でも通園制度に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 認定こども園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

（2）児童福祉法の一部改正について

- 満3歳以上限定小規模保育事業は2号認定の児童を対象とした事業であることから、令和7年度における2号認定の教育・保育の量の見込みと提供体制及び利用数を確認すると以下のとおりとなる。 (人)

| | | 令和7年度 |
|-------------|-----------|------------|
| | | 2号認定(3-5歳) |
| 量の見込み① | 必要利用定員総数 | 345 |
| 実績値② | 利用数 | 318 |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設 | 499 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 |
| | 企業主導型保育事業 | 11 |
| | 合計③ | 510 |
| 差(③-①) | | 165 |
| 差(③-②)※利用定員 | | 192 |

- 2号認定については、確保方策が量の見込みと実績値を上回っており、利用定員まで192人の余裕がある。
- 新見市内の小規模保育事業者は1社であり、満3歳以上限定小規模保育事業の新規開設は検討されていない。
- これらのことから、新見市における満3歳以上限定小規模保育事業の必要利用定員総数は0人とする。